

第22回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和5年3月24日 13:30~14:30					
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場					
3. 出席委員	1番 野村 照明委員    3番 金子 靖委員    4番 清水 幸治委員 5番 廣瀬女公美委員    6番 二谷 幸裕委員    7番 大畑 礼子委員 8番 浅野 徳昭委員    10番 菅原 雄一委員    11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員    13番 成田 俊英委員    14番 中川 浩幸委員 15番 瀬戸 賢成委員    16番 稲場 洋二委員    17番 松下 裕幸委員 19番 福西 範委員    20番 野澤 勲委員    21番 志賀 忠浩委員 (以上 18名)					
4. 欠席委員	9番 細川 裕委員	18番 佐藤 泰正委員				
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 可知 拓哉    次長 高山 直樹    主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美    熊野 香苗 (以上 5名)					
	会議録署名委員の指名    6番 二谷 幸裕委員 7番 大畑 礼子委員					
6. 議事日程	会期決定について 令和4年 3月 24日 (1日)  報告第33号 現況証明願について (市街化区域) 報告第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 報告第35号 農業経営証明願について 報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第99号 河川法第34条許可申請に係る進達について 議案第100号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について 議案第101号 釧路市農業委員会処務規程の一部改正について 議案第102号 釧路市個人情報保護条例施行規定の廃止について 議案第103号 釧路市都市計画審議会委員の推薦について 協議事項 令和5年度の最適化活動の目標(案)の設定について					

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。  お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  只今より第2回釧路市農業委員会総会を開催致します。  本日の出席者は19名です。</p> <p>議事録署名人に、6番、二谷幸裕委員、7番、大畠礼子委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日3月24日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 可知事務局長	<p>会務概要報告を行います。  議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ございます。
事務局 可知事務局長	<p>報告第33号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第33号「現況証明願」についてご報告致します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑である、[REDACTED]、他2筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]の保佐人、[REDACTED]氏の代理人、[REDACTED]氏より現況証明願があり、2月15日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、2月17日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑である、[REDACTED]の一筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏は死亡しており、その相続財産管理人[REDACTED]氏より、現況証明願があり、2月21日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、2月27日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、所有</p>

	者である [REDACTED] 氏の代理人、土地家屋調査士 [REDACTED] 氏より現況証明願があり、3月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、3月10日、会長専決により証明書の発行を行いました。
議長 野村会長	以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。
委員 委員一同	ただいま報告がありました「現況証明願」について、質問等を求めます。
議長 野村会長	なし
事務局 可知事務局長	質問がないようですので、次に報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告して下さい。
	それでは議案書12ページにございます、報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。
	今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が9件ありました。
	議案書13ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、表の1番、金子靖委員、他8名から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があつたもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、3月7日付で会長専決により証明書の発行を行いました。
議長 野村会長	以上、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、ご報告致します。
委員 委員一同	ただいま事務局から説明がありました報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。
議長 野村会長	なし
事務局 可知事務局長	質問がないようですので、次に報告第35号「農業経営証明願」について、事務局より報告して下さい。
	それでは議案書14ページにございます、報告第35号「農業経営証明願」について、ご報告致します。
	今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。
	議案書15ページの表の1番ですが、[REDACTED] の [REDACTED] 氏より、外国人技能実習生制度の申請のため、3月9日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	以上、1件の「農業経営証明願」について、ご報告致します。

議長	
野村会長	ただいま報告がありました報告第35号「農業経営証明願」について、質問等を求 めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、次に報告第36号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。
事務局	
可知事務局長	それでは、議案書16ページにございます、報告第36号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
	相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
	今回は、阿寒地区1件の届出がありました。
	議案書17ページの表の1番は、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた[REDACTED]、他6筆、面積合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地を令和4年4月21日、相続し所有権を取得したとして、令和5年3月2日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。
	以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
議長	
野村会長	ただいま事務局から説明がありました、報告第36号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、質問等を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
	議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
	事務局より説明して下さい。
事務局	
可知事務局長	それでは、議案書の18ページにございます、議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご説明致します。
	農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。
	今回は、釧路地区1件、釧路地区と阿寒地区で1件の許可申請がございました。
	お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。
	議案書19ページの表の1番は、資料が21ページから25ページにございます。
	[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他24筆、面積合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED]氏に無償で使用貸借を行うものでございます。
	次に、議案書の20ページ、表の2番は、資料が26ページから28ページにございます。
	[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、他7筆、面積合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。

	以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。
委員 浅野委員	議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。
	1番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他24筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED]氏に使用貸借を行うものであります。
	次に、2番は、阿寒地区の土地も含まれますが、併せて現地調査いたしましたので、一括ご報告いたします。
	2番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の内、他7筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円で、賃貸借を行うものであります。
	これらの件は以前より申請者から相談を受けていたことから、先に現地に赴き調査を行っております。
	令和4年11月16日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。
	以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	浅野徳昭委員、ありがとうございました。 それでは、質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。
	それでは、次に議案第99号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、審議致します。
事務局 可知事務局長	事務局より説明して下さい。
	河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川

	<p>管理者であります北海道知事の許可が必要となります、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。</p> <p>今回は、釧路地区で2件の許可申請がございました。</p> <p>議案書30ページの表の1番ですが、資料は31ページと32ページにございます。北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED]氏に譲渡するため申請があつたものでございます。</p> <p>次に、表の2番は、資料は31ページと33ページにございます。</p> <p>北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED]氏に譲渡するため申請があつたものでございます。</p> <p>以上の2件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。</p>
議長 野村会長	[REDACTED]
委員 委員一同	ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について、審議致します。
議長 野村会長	質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
事務局 可知事務局長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第99号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全会一致で賛成と認め、議案第99号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第100号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。</p> <p>事務局より説明して下さい。</p> <p>それでは、議案書34ページにございます、議案第100号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。</p> <p>資料は35ページをご覧下さい。</p> <p>農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならぬこととされております。</p> <p>資料は35ページにございますが、今年度の利用状況調査は、釧路、阿寒、音別の3地区で10月5日から10月21日にかけて、延9日間調査を行いました。</p> <p>調査農地面積は、釧路地区が約[REDACTED]ha、阿寒地区が約[REDACTED]ha、音別地区が約[REDACTED]haで、合計約[REDACTED]haでしたが、遊休農地はございませんでした。</p> <p>以上、「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>

議長  
野村会長

ただいま説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。

それでは、議案第100号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第100号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第100号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案のとおり決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

それでは次に、議案第101号「釧路市農業委員会処務規程の一部改正」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書36ページにございます、議案第101号「釧路市農業委員会処務規程の一部改正」について、説明致します。

資料は37ページにございます。

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行により、農地法の一部が改正されたことに伴い、法の引用条項について規定の整備を行うものでございます。

以上、「釧路市農業委員会処務規程の一部改正」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました議案第101号「釧路市農業委員会処務規程の一部改正」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第101号「釧路市農業委員会処務規程の一部改正」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 野村会長	<p>全会一致で賛成と認め、議案第101号「釧路市農業委員会処務規程の一部改正」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第102号「釧路市個人情報保護条例施行規程の廃止」について審議致します。</p> <p>事務局より説明して下さい。</p>
事務局 可知事務局長	<p>それでは、議案書の38ページにございます、議案第102号「釧路市個人情報保護条例施行規程の廃止」について説明致します。</p> <p>お手元に配付しております、「釧路市個人情報保護条例施行規程」も併せてご確認下さい。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の本法律において全国的な共通ルールを規定することから、「釧路市個人情報保護条例」が廃止されることとなります。</p> <p>それに伴い、「釧路市個人情報保護条例施行規程」を廃止するものでございます。</p> <p>以上、「釧路市個人情報保護条例施行規程の廃止」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま説明がありました、議案第102号「釧路市個人情報保護条例施行規程の廃止」について審議致します。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第102号「釧路市個人情報保護条例施行規程の廃止」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
議長 野村会長	(全員挙手)
事務局 可知事務局長	<p>全会一致で賛成と認め、議案第102号「釧路市個人情報保護条例施行規程の廃止」については、原案のとおり決定致します。</p> <p>それでは、次に、議案第103号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について審議致します。</p> <p>事務局より説明して下さい。</p>
	<p>議案書39ページにございます、議案第103号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について説明致します。</p> <p>都市計画法第77条の2の規定により、市町村は、市町村都市計画審議会を置くことができます。</p> <p>釧路市都市計画の組織については、釧路市都市計画審議会条例第2条に規定されておりますが、現委員の任期が令和5年3月末で終了するため、釧路市長より釧路市都</p>

	市計画審議会委員の推薦依頼がございました。
議長 野村会長	任期は、令和5年4月1日より令和7年3月31日の2年間となっております。
委員 松下委員	次期、釧路市都市計画審議会委員の推薦についてご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について、どなたを推薦すべきか、自薦、他薦ございますか。
議長 野村会長	引き続き、福西範委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
議長 野村会長	その他、どなたかございませんか。
委員 委員一同	それでは、福西範委員を釧路市都市計画審議会委員に推薦することを審議いたしますので、福西範委員は退室をお願い致します。
	(福西委員退室)
議長 野村会長	それでは、質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。
議長 野村会長	「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、福西範委員を推薦することと致します。 福西範委員は入室して下さい。
	(福西範委員入室)
議長 野村会長	それでは、福西範委員を新たな釧路市都市計画審議会委員に推薦することで決定致します。
事務局 可知事務局長	次に協議事項「令和5年度の最適化活動の目標（案）の設定」について協議を行います。 事務局より説明願います。
	それでは、議案書の40ページにございます、協議事項「令和5年度の最適化活動の目標（案）の設定」についてご説明致します。
	農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及

議長  
野村会長

委員  
委員一同

議長  
野村会長

び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検、評価を行った上で公表することとされております。

なお、今回設定いたします最適化活動の目標につきましては、毎年度、3月末までに翌年度の目標を策定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の41ページから43ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

ただいま提案のありました「令和5年度の最適化活動の目標（案）の設定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、「令和5年度の最適化活動の目標（案）の設定」については、原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 3月 24日

議長 野村 里明

署名委員 二谷 章衣

署名委員 大畠 丸子